

営繕工事における週休2日工事試行要領

令和元年5月14日
県土整備部

1 目的

この要領は、県土整備部が発注する営繕工事において週休2日工事の試行を実施するに当たり、対象工事、実施方式、労務費の補正その他試行に関する基本的な事項を定めることにより、実務的な視点から課題を洗い出し、もって、建設業全体で週休2日工事の取組を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日工事

対象期間において、4週8休以上、4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの日数をいう。

なお、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号及び第3号に規定する日、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施した期間、工事全体を一時中止した期間及び発注者があらかじめ対象外とした期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間等）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、分離発注の場合は、発注した全ての工事において閉所がなされた場合のみを現場閉所とする。

(4) 4週8休以上

現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。以下同じ。）の対象期間に占める割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5パーセント（8日/28日）以上の状態をいう。

(5) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0パーセント（7日/28日）以上28.5パーセント（8日/28日）未満の状態をいう。

(6) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4パーセント（6日/28日）以上25.0パーセント（7日/28日）未満の状態をいう。

3 対象工事

週休2日工事は、令和元年6月1日以降に入札手続を開始する営繕工事に適用する。

4 対象工事の明示

発注者は、週休2日工事の試行を実施しようとするときは、次のアからウまでのいずれかの書面（電磁的記録を含む。）において、対象工事である旨を記載するものとする。

ア 一般競争入札の場合 入札公告及び現場説明書

イ 指名競争入札の場合 指名通知書及び現場説明書

ウ 随意契約の場合 現場説明書

5 実施方法

受注者は、週休2日工事の試行を実施するときは、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

6 工事費等の積算及び変更方法

発注者は、受注者が週休2日工事の試行を実施したときは、現場閉所の状況に応じ、次のアからウまでのいずれかの補正係数により労務費（複合単価、市場単価及び物価資料掲載価格（材工単価））を補正し、宮崎県工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額を変更する。ただし、週休2日工事に関し、工事着手までに受注者との協議が整わなかった場合（受注者が週休2日工事を希望しない場合を含む。）又は現場閉所の状況が4週6休未満であった場合は、変更の対象としない。

ア 4週8休以上

1. 05

イ 4週7休以上4週8休未満

1. 03

ウ 4週6休以上4週7休未満

1. 01

7 試行実施に当たっての留意事項

(1) 適切な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、余裕期間制度の活用努めるとともに、設備工事、内装工事等の十分な施工期間を確保するなど、全体工期にしわ寄せが生じないよう適切な工期を設定すること。

(2) 実施工程表の作成

受注者は、週休2日工事に取り組むに当たっては、工事着手から完成までの実施工程表（以下「工程表」という。）を作成し、工事請負契約後14日以内（条例第2条に規定する県の休日を含む。）に監督員に提出すること。

なお、工程表には、工事着手日、現場閉所日及び完成予定日を時系列で明示すること。

(3) 対象期間の確認・設定

監督員は、受注者から提出を受けた工程表により、週休2日工事が確保されていることを確認すること。

なお、一つの工事現場において、設備、内装等の複数の工事が重複する場合（分離で工事を発注した場合を含む。）など、全体工程に遅延が生じる恐れがある場合は、それぞれ十分な施工期間を確保するとともに、工場製作のみを実施した期間を対象期間から除外するなど、受注者と協議して、あらかじめ適切な「対象期間」を設定すること。

また、工事の一時中止等、工事着手後に「対象外とする期間」を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議し、適切な「対象期間」に設定し直すこと。

(4) 現場閉所状況の確認等

監督員は、受注者から提出を受けた工程表により、定期的に現場閉所日数を確認すること。

なお、確認に当たっては、新たな書類作成等により受注者の事務負担が増大しないよう留意し、工事日報、休日・夜間作業届出書、工事打合簿等の既存資料の活用を努めるとともに、現場閉所前日の指示等を控えるなど、現場閉所中の作業が発生することがないよう配慮すること。

(5) 週休2日工事の見える化

受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示すること（施設管理者が承諾した場合に限る。）。

8 その他

(1) アンケート調査

受注者は、工事完了後14日以内（条例第2条に規定する県の休日を含む。）に、発注者が実施するアンケート調査に回答するものとする。

(2) 工事成績評定

発注者は、受注者が週休2日工事を履行した場合は、宮崎県工事成績評定要領における評価項目「休日の確保を行っている。」により、適切に評価する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から施行する。